

川口市監査告示第 7 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行
したので同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年 4月 2日

川口市監査委員	小 川 春 海
同	星 野 隆 男
同	関 裕 通
同	石 橋 俊 伸

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び理由

(1) 監査の対象

子ども部

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 平成27年11月2日～平成27年11月27日

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか否かについて関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)未収金	ア 調定額・調定の時期は適切か イ 過年度収入未済額は適切に繰り越されているか ウ 債権の管理は適切か、滞納整理の手続きは適時・適切に取られているか
(2)現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(3)補助金等	ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか ウ 補助事業の効果の検証は行われているか

(4)契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(5)財産管理	ア 台帳と現物の実地照合はされているか イ 返納手続きをせずに処分していないか ウ 備品現在高報告書の記入漏れはないか

4 監査の対象期間

平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日

5 監査の実施期間

平成 30 年 2 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、監査委員が対象施設を選定し、現地調査を実施するとともに関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

[子ども総務課]

(1) 主な監査項目

ア 支出事務

(ア) 保育施設等事故検証委員会委員等の報酬

(イ) 旅費

(ウ) 消耗品費

(エ) 保育所等整備交付金等

イ 契約事務

(ア) 子ども・子育て支援新制度管理システム改修業務等の委託契約

(イ) 電子複写機等の賃貸借契約

ウ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

[子ども育成課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 過年度児童扶養手当返還金等の雑入

イ 支出事務

(ア) 母子・父子自立支援員報酬

(イ) 旅費

(ウ) 消耗品費

(エ) 赤ちゃんにっこり応援金等の補助金等

(オ) 児童手当等の扶助費

ウ 契約事務

(ア) 子どもの生活・学習支援事業業務等の委託契約

(イ) 公用自動車等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

[子育て相談課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 助産施設入所者負担金

イ 支出事務

(ア) 家庭児童相談員・子ども家庭児童相談員報酬

(イ) 臨床心理士報償金

(ウ) 旅費

(エ) 消耗品費

(オ) 母子・父子福祉センター補助金

ウ 契約事務

(ア) 養育支援訪問事業「育児・家事援助」業務外の委託契約

(イ) 電子複写機の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手の受払い

[保育運営課]

(1) 主な監査項目

ア 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 消耗品費
- (ウ) 南青木保育所自動ドア等の修繕料
- (エ) 企業内保育室設置者運営費補助金

イ 契約事務

- (ア) 保育所清掃業務等の委託契約
- (イ) 公立保育所耐震補強事業（新郷保育所）に係る仮設園舎等の賃貸借契約

ウ 工事の設計・施行及び監督業務

- (ア) 本町保育所改築工事

エ 財産管理

- (ア) 備品管理

[保育入所課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 保育所児童保護者負担金
- (イ) 公立保育所保育料
- (ウ) 児童贈材料費等の雑入

イ 支出事務

- (ア) 講師報償金
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 川口市民間保育所等の補助金

ウ 契約事務

- (ア) 給食業務等の委託契約
- (イ) 給食用パソコン等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

[青少年対策室]

(1) 主な監査項目

ア 支出事務

(ア) 青少年問題協議会委員等の報酬

(イ) 明るい街づくり運動推進大会出演者等の報償金

(ウ) 旅費

(エ) 消耗品費

(オ) 元郷青少年センター消防設備等の修繕料

(カ) 青少年団体活動等助成金

イ 契約事務

(ア) 青少年センター管理業務等の委託契約

(イ) 明るい街づくり運動推進大会会場借上げ等の賃貸借契約

ウ 財産管理

(ア) 備品管理

第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 委託契約について

保育入所課の委託契約において、随意契約ガイドラインに基づく契約が行われていないものが見受けられた。

今後、契約事務の執行に当たり、公正な契約が行われるよう地方自治法施行令に基づき、適正に執行されたい。

2 報償金について

青少年対策室の子供自然体験デイキャンプ指導者報償金において、報償金に見合

う効果があるか、地方自治法第2条第14号に基づき、事業の目的及び内容を検討されたい。

第3 意見

1 過年度返還金雑入及び保育所児童保護者負担金等について

子ども育成課の扶助費に係る過年度分の返還金並びに保育入所課の保育所児童保護者負担金及び公立保育所保育料に係わる過年度滞納分の収納率が低い状況にあることから、それぞれ滞納となる原因を的確に把握し、それに応じた措置を講じるとともに引き続き関係課との連携も一層図り、収納率の向上に努められたい。

2 子育て短期支援事業について

子育て相談課の子育て短期支援事業において、利用率が著しく低い状況が続いていることから、事業の必要性を含め、事業内容の見直し等を検討され、利用率の向上に努められたい。